

2022 年 2 月 1 日

(株)東京環境測定センターニュース

(No. 226)

大気汚染防止法施行令の一部を改正

環境省ホームページより抜粋・一部編集

「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定され、ばい煙発生施設のボイラーに係る規模要件のうち「伝熱面積」が撤廃されます。

1. 改正の概要

施行令別表第1におけるボイラーの規模要件が以下のとおり改正されます。

1. 「伝熱面積」の規模要件を撤廃します。
2. 伝熱面積の規模要件撤廃に伴いバーナーを持たないボイラーについては、バーナーを持つボイラーと同規模であるにもかかわらず規制対象外となることから、公平な規制にするため「バーナーの燃料の燃焼能力」から「燃料の燃焼能力」に改正されます。

※大気汚染防止法施行令 別表第1 第1の項ボイラー

(改正前)

環境省令で定めるところにより算定した**伝熱面積**が10平方メートル以上であるか、又は**バーナーの燃料の燃焼能力**が重油換算1時間当たり50リットル以上であること

↓

(改正後)

燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること

2. 施行期日

令和4年10月1日

3. 改正の背景

令和2年11月に内閣府に設置された「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」による要望を受け、専門家等からなる「ばい煙発生施設影響評価検討会」を設置し、ばい煙発生施設のうちボイラーに係る規模要件について検討されました。その結果、「伝熱面積の要件については無くすることが適当である」旨を結論とする「ばい煙発生施設影響評価検討会報告書」が取りまとめられました。

また、伝熱面積に係る要件が撤廃された場合、バーナーを持たないボイラーについては、バーナーを持つボイラーと同規模であるにもかかわらず規制対象外となることとなります。検討会において議論した結果、「当該規模要件についてはバーナーの有無に限らず『燃料の燃焼能力』とすべきと考えられる」旨、同報告書に盛り込まれました。

「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について」
(<https://www.env.go.jp/press/110025.html>)

「ばい煙発生施設影響評価検討会報告書」
(https://www.env.go.jp/air/post_79.html/mat03.pdf)

御質問、問合せは、技術グループまでお願いします。